

## 富山県済生会富山病院 面会規程

### 第1条 目的

本規程は、入院患者の療養生活の質の向上および尊厳の保持並びに円滑な退院支援を図るため、患者と家族等の面会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条 基本方針

当院は、患者と家族等との交流が患者の療養生活において重要である事を踏まえ、感染対策その他医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限しないことを基本方針とする。

### 第3条 面会時間及び対面時間

(1) 面会時間及び対面時間は原則として次の時間とする。

平日・休日 14時00分から19時00分まで

対面時間 15分以内

(2) 診療その他の事情により、当院の判断で面会時間及び対面時間を調整することがある。

### 第4条 面会人数及び面会頻度

(1) 面会人数は、原則として1患者につき1回2名までとする。

(2) 面会頻度は、原則として制限しない。

### 第5条 面会者

面会者は原則として次の者とする。

(1) 中学生以上とする。

(2) 親族または患者または家族が承諾した者とする。

(3) サージカルマスク(不織布マスク)を適切に着用できる者とする。

### 第6条 面会を許可しない場合

次のいずれかに該当する場合は、原則として面会を許可しない。

(1) 面会者に発熱(37.5℃以上)、咳、下痢等の症状がある場合。

(2) 面会者が感染症に罹患している場合。

(3) 過去1週間以内に感染症患者との接触がある場合。

(4) 同居家族が感染症に罹患している場合。

(5) その他、病院職員が療養上の理由により面会を控える必要があると判断した場合。

### 第7条 面会場所

面会場所は原則として次の場所とする。

(1) 病室または病棟食堂。

### 第8条 面会手順

面会は次の手順にて行うものとする。

(1) 面会者は、ナースステーションカウンターにて「入棟面会票」に以下の事項を記入し、病棟職員に提出する。

入棟面会票記載事項：患者氏名、面会日時、面会者氏名

(2) 病棟職員は、患者の病状及び面会者の体調等を確認し、面会の可否を判断する。

## 第9条 面会時の感染対策

面会者は次の感染対策を遵守するものとする。

- (1) 面会前後に手指衛生を実施すること。
- (2) サージカルマスク(不織布マスク)を着用すること。

## 第10条 面会中の禁止事項

面会中は次の行為を禁止する。

- (1) 病棟内での飲食。
- (2) 他患者の迷惑となる行為。
- (3) 医療機器への接触や操作。
- (4) 危険物と判断される物や充電池等、発火の危険のある機器の持ち込み。
- (5) 病院職員の指示に従わない行為。

## 第11条 面会制限

次の場合には、面会を制限することがある。

- (1) 患者の症状または病状等により、療養上面会が適当でないと判断した場合。
- (2) 面会制限は最小限とする。

## 第12条 面会の特例

次の場合には第3条、第4条、第5条、第14条の規定に関わらず面会を認めることがある。

- (1) 病状説明。
- (2) 重症患者。
- (3) 終末期。
- (4) 主治医または病院が必要と判断した場合。

## 第13条 周知

本規程は、入院案内、院内掲示、ホームページ等により患者および家族等へ周知する。

## 第14条 感染症流行時等の対応

院内または地域において感染症の流行が認められた場合などは、患者の安全確保および院内感染防止の観点から、次の措置を講じることがある。

- (1) 面会人数の制限。
- (2) 面会時間の短縮。
- (3) 面会場所の制限。
- (4) 面会の一時停止。

これらの措置は、感染状況を踏まえ、感染対策委員会、経営管理会議の判断により決定する。

## 第15条 規程の制定及び見直し

本規程は、病院運営の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

また、本規程の制定及び改訂は、関係部署の意見を踏まえたうえで経営管理会議の承認を得て決定する。

## 付則

本規程は2026年6月1日から施行する。